

らしい。

35日間、ヨーロッパをかけ歩いて、さぞへばったろうと帰国後体重を測ったら2kgふえていた。まったくうれしい驚きである。苦しかったが楽しかった。出かけた以上、専門の研究者として恥かしいような仕事はできない。今度は観光ではなく調査なのだ、と何度も自分に言い聞かせながら、見知らぬ街をうろつきまわった。それもまだ1月もたっていない。まるで夢のようである。

### 社会保障こぼれ話

#### 所得比例方式の給付

今日、多くの国々で、社会保障の必要なことについて、疑問を抱く者はほとんどないであろう。しかし、社会保障がある最低水準だけをカバーすべきか、または、各個人の特定なニードをカバーする必要があり、またそれを望ましとし、しかもそれを可能とすべきかどうかについて、議論は2つに分れている。

前者は最低保障原則で、後者は補償原則で、前者の社会的給付では、社会構成員の保護が社会の義務であるとして、ある想定されたニードに対する給付だけが支給され、後者では、社会的給付を労働期間中における労働への報酬であるとして、人びとの果した労働に対する給付が支給される。これら2つの立場による社会的給付のうち、一般に、前者は社会保障の給付を最低水準の保障に限定して、ニードのテストを経て給付を支給し、後者は給付の評価がより広い保障のニードをもカバーしており、ニードのテストを不必要としている。もとより、最低水準の保証に反対する者はいないが、過去の環境に応じて最低水準を満足させるべきだ、という考え方方に反対する者もほとんどいない。

いわゆる社会保障は最低水準を超える保障を意図しており、またそのような機能を託されて

いる。この機能をもつ社会保障は、各人の一生の間における所得を移転する所得補償、社会の各構成員間で事故に応じて所得を移転する事故補償、および社会構成員の間で社会的公正により所得を移転する所得再分配の3つの役割が、色々いろに組合されている。

これらの役割には、単なる最低水準だけよりもより高く、かつより広くカバーする所得比例方式の給付が、より効果的であるとされている。元来生計は資産と労働能力に依存しており、大部分の人びとは後者の報酬で生計を支えている。そのような状況では、所得に比例しない、社会的給付は、その機能の一部分を達成するにすぎない。また、本来、賃金は肉体的な生存だけでなく、社会的生活をも保証しなければならないが、社会保障も同様で、給付は、喪失した賃金を代替すべきで、しかも、給付は少なくとも賃金に比例させるべきである。なお、各種の事情から、賃金はそれぞれ異なっており、社会的な公正と公平の維持には、給付にも異なる賃金をある程度反映させることになる。さらに、社会保障制度は世帯単位で考えられており、所得に比例させなければ、社会保障は世帯の生計保障を達成する機能が十分に発揮できない。これらの事情から、社会保障の給付に所得比例方式を強調する意見がみうけられる。

(平石長久 社会保障研究所)